

令和元年10月24日

嬉野市長 村上大祐 様

嬉野市情報公開審査会
会長 山下 義昭

嬉野市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月17日付け嬉総第11号及び令和元年8月21日付け嬉総第288号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

1 諮問第6号

「(2) 地域おこし協力隊員の労働問題を巡り、市が弁護士等に相談・委任等をした際の文書類全て(起案書, 見積書, 契約書, 支出命令書, 領収証など) (3) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, 市職員に配布・回覧した文書類全て (4) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, 市議会議員に配布・回覧した文書類全て (5) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, (3) (4) 以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」の公文書存否応答拒否決定処分を行った件

2 諮問第7号

「(1) 2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市長や市職員が弁護士に相談・委任等をした際の文章類全て(起案書, 見積書, 契約書, 支出命令書, 領収証など) (3) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市職員に配布・回覧した文書類全て (4) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市議会議員に配布・回覧した文書類全て (5) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, (3) (4) 以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」を対象となる公文書が存在しないとして非公開決定を行った件

3 諮問第9号

「総務企画部長〇〇が5月24日に, 〇〇弁護士会市民相談を使って, 『弁護士〇〇は, 市民と市職員の筆談を止めなかった問題のある弁護士である』旨の苦情を申し立てたことに関する会議録や架電記録等資料一式 (〇〇氏に架電を命じた者の氏名を含む)」の公文書存否応答拒否決定処分を行った件

別紙（答申第9号）

答 申

第1 嬉野市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

嬉野市長（以下「実施機関」という。）が令和元年6月10日付け嬉総第140号の2により公文書存否応答拒否決定（以下「本件決定」という。）の処分をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

審査請求に至る経緯は次のとおりである。

1 公文書の公開請求

審査請求人は、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「総務企画部長が5月24日に、〇〇弁護士会市民相談を使って、『〇〇は、市民と市職員の筆談を止めなかった問題のある弁護士である』旨の苦情を申し立てたことに関する会議録や架電記録等資料一式（部長に架電を命じた者の氏名を含む）」についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を令和元年6月3日に行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求については、令和元年6月10日付け嬉総第140号の2公文書存否応答拒否決定通知書により、「『〇〇は、市民と市職員の筆談を止めなかった問題のある弁護士である』旨の苦情」のような条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する情報については、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなり、個人情報を保護するためとして、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年6月16日に実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の処分を取り消し、公開決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が不服申立書において主張している本件決定に対する意見は、次のように要約される。

要旨

「公開しない理由」として、条例第6条第1項第1号、同項第4号を上げているが、どの文書のどの箇所にどの条文がどのような理由で該当するのか、具体的な記載がない。単に条例のコピペをしたにすぎない、極めてずさんな理由の記載である。

最判平成4年12月10日判決からすれば、条例第11条第4項違反であるのは明確である。

「請求を拒否する理由」として、実施機関は、本件公開請求が、条例第6条第1項第1号「個人に関する情報」であると主張するが、条例第7条第1項第2項の部分公開の規定からすれば、「個人に関する情報」を非開示情報として扱い、「当該非開示情報が記録されている部分を除いて、公文書を公開しなければならない」こととなっている。

実施機関の主張は、公文書に氏名等の個人情報に記載してあれば、文書全体を全面非公開とするというものであり、条例第7条の存在を無視した、明白な法令違反行為である。

よって、本件公開請求にかかる文書に個人情報があるならば、その部分だけを黒塗して、部分公開されたい。

さらに、「請求を拒否する理由」として、実施機関は、本件公開請求が、条例第6条第1項第4号に規定する事務事業に関する情報であると主張する。

しかし、アないしオのどれに該当するのか全く記載がなくずさんである。

そして、高松高判平成17年1月25日等の裁判例からすれば、「支障を及ぼすおそれ」は具体的、客観的なものであり、法的保護に値する蓋然性が必要でなければならないのに、理由の記載にその記載が全くなく、裁判例に反する極めてずさんなものであり、条例第6条違反である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張している本件決定に対する意見は、次のように要約される。

存否応答拒否決定の理由を、「当該文書の存否を答えること自体が、個人のプライバシー侵害となり条例第6条第1項第1号により非公開とすべき情報を公開することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第6条第1項第1号に該当し非公開になる文書である。」としている。

本件公開請求にある「〇〇は、市民と市職員の筆談を止めなかった問題のある弁護士である」旨の苦情（以下「本件苦情」という。）は、「〇〇氏」個人に係る情報である。

つまり、本件公開請求に係る公文書が存在するが条例第6条第1項第1号により非公開とした場合は、本件苦情を申し立てたことが分かり、本件公開請求に係る公文書が存在しない場合は、本件苦情は申し立てられていないことが分かることになる。

そもそも本件公開請求は、特定の個人を指定したものであり、まさに「条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する情報」であることは明らかである。

このことから、請求人の主張には理由がない。

請求人は、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）をもって、条例第11条第4項に違反していると主張するが、同項は、「公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定又は一部を公開する旨の決定」について規定したものであり、存否応答拒否決定の判断を左右するものではない。

以上のことから、本件公開請求を条例第9条第1項に規定する「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」に該当するとして、公文書の存否の応答を拒否した本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 審査会の判断

上記の審査請求人の主張，実施機関の主張等を検討した結果，当審査会は次のとおり判断する。

1 本件審査請求について

本件は，嬉野市総務企画部長が行ったとされる〇〇弁護士会への同会所属の〇〇に係る苦情申立てに関する公文書の公開を求める審査請求人の情報公開請求に対し，実施機関が行った条例第9条第1項の存否応答拒否決定（本件処分）に対する審査請求である。

実施機関は，公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第6条第1項第1号に規定する非公開情報（「個人に関する情報」）を公開することになることなどを理由として本件処分をしているが，審査請求人は，「個人に関する情報」が公文書に記録されている場合はその部分を除いて部分開示をすべきであることなどを理由として本件処分が違法，不当である旨主張している。そこで，以下では，上記各主張を踏まえて本件処分が適法，妥当であるかにつき検討する。

2 本件処分の条例第9条第1項の要件充足性について

実施機関が，条例第9条第1項に基づき「公文書の存否を明らかにしないで，当該公開請求を拒否することができる」のは，①仮に請求対象公文書が存在するとした場合，それが「非公開情報」を記録内容としていること，②当該文書の存否を答えること自体が「非公開情報」を開示することとなる，という二つの要件を充足する場合であると解される。

以上により本件をみると，仮に本件請求文書が存在するとした場合，それは，〇〇弁護士会所属の特定の弁護士に係る苦情申立てに関するものということになるから，当該弁護士の「個人に関する情報」（条例第6条第1項第1号）を内容とするものと解される。そうすると，本件においては上記①の要件を充足するといえる。また，本件請求文書の存否を答えることは，特定の弁護士に係る苦情申立ての存否というそれ自体「個人に関する情報」を開示する結果になるので上記②の要件も充足するといえる。したがって，本件処分は条例第9条第1項の要件を充足し適法である。なお，情報公開請求は住民であれば誰でも請求できるのであるから，請求者が誰であるかにより公開非公開の判断が異なるものではない。それゆえ，本件のように，情報公開

請求者が「個人に関する情報」の情報主体（本人）であっても以上の結論を左右するものではない。

3 本件処分に関するその他の主張について

実施機関は、公文書存否応答拒否決定通知書において上記の処分理由の他に「また、仮に〇〇氏を名指ししないで請求を行ったとしても、条例第6条第1項第4号に規定する事務事業に関する情報でもあり、公文書が存在した場合であっても、非公開情報に該当する」との処分理由を挙げ、これに対して、審査請求人は、当該理由についての手続上、実体上の不備を主張している。

確かに、公文書が存在すると仮定した場合に、それが記録する情報が条例第6条第1項第4号所定の非公開情報に該当するかについては、一般論としては問題になりえるであろう。しかし、2で述べたとおり、当該問題の当否にかかわらず本件処分は適法であるから、当該問題に係る実施機関の主張や審査請求人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、何れも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 8月21日	実施機関からの諮問，審議
令和元年10月23日	審議，答申

第7 答申に関与した委員

(敬称略)

所属	氏名	備考
福岡大学 法科大学院 教授	山下 義昭	会長
弁護士	吉田 一穂	会長職務代理者
(財)佐賀県暴力追放運動 推進センター 専務理事	江口 勝則	
有権者 (市民代表)	光武 英文	
有権者 (市民代表)	湊野美喜子	